

# 杉並区請負工事設計変更ガイドライン

平成25年1月

杉並区

## 目 次

1 ガイドラインの目的.....	1
2 設計変更の基本事項.....	1
(1) 基本原則.....	1
(2) 設計変更の留意点(設計変更ができない場合).....	1
(3) 設計変更の対象となる事項.....	2
3 設計変更を行う場合の具体的な事例及び手続き.....	2
3-1 図面と仕様書が一致しない場合(条項第19条第1項第1号).....	3
3-2 設計図書に誤びゅう又は脱漏がある場合(条項第19条第1項第2号).....	3
3-3 設計図書の表示が明確でない場合(条項第19条第1項第3号).....	4
3-4 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が相違する 場合(条項第19条第1項第4号).....	4
3-5 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別 な状態が生じた場合(条項第19条第1項第5号).....	5
3-6 発注者が必要と認め、設計図書の内容を変更する場合(条項第20条).....	5
3-7 工事を一時中止する場合(条項第21条第1・2項).....	6
4 追加工事について.....	7
《参考資料》.....	8
契約条項(抜粋)	

## 1 ガイドラインの目的

杉並区は、区民生活や経済活動の基盤となる道路・公園・学校などの様々な社会資本を整備・維持管理するため、毎年数多くの工事を実施しています。これらの工事を円滑かつ適切に実施するため、区は必要な調査・検討を行い、工事施工上の制約となる施工条件を仕様書等に明示して工事発注を行っていますが、それでもなお予見できない事態が発生し、工事内容の変更（設計変更）が避けられない場合が多くあります。

本ガイドラインは、工事請負契約条項等を踏まえ、設計変更の対象事項、必要な手続き、事例を明らかにすることにより、**契約関係における責任の所在の明確化及び契約内容の透明性の向上**を図り、設計変更を行わなければならない場合における手続きを円滑化することを目的としています。

## 2 設計変更の基本事項

### （1）基本原則

工事の施工は設計図書に基づいて施工すべきものですが、天変地異により履行が遅れる、履行期限そのものが不能になる等、真にやむを得ない事情によって設計図書と現場等に差異が生じた場合に、当該工事との一体性を損ねない範囲において設計変更を行うこととし、その結果、契約金額や工期を変更した場合は契約変更を行います。

### （2）設計変更の留意点（設計変更ができない場合）

次の場合は、原則として設計変更ができません（災害時等緊急の場合は除きます）。

- ・契約条項第19条から21条までに定められた手続きを経していない場合
- ・正式な書面によらないで施工した場合（口頭のみ指示・協議等）
- ・設計図書に条件明示のない事項において、発注者と協議を行わず、受注者が独自の判断で施工した場合
- ・発注者と協議をしているが、協議の回答がない時点で施工した場合

### (3) 設計変更の対象となる事項

契約条項において、設計変更を行う場合について規定しています。

表 1

	設計変更の対象事項	根拠
1	<b>図面と仕様書が一致しない場合</b> （これらの優先順位が定められている場合を除く）（3-1）	条項第19条第1項第1号
2	設計図書に <b>誤びゅう又は脱漏がある</b> 場合（3-2）	条項第19条第1項第2号
3	設計図書の <b>表示が明確でない</b> 場合（3-3）	条項第19条第1項第3号
4	設計図書に示された自然的又は人為的な <b>施工条件と実際の工事現場が相違する</b> 場合（3-4）	条項第19条第1項第4号
5	設計図書で明示されていない施工条件について <b>予期することのできない特別な状態が生じた</b> 場合（3-5）	条項第19条第1項第5号
6	<b>発注者が必要と認め、設計図書の内容を変更する</b> 場合（3-6）	条項第20条
7	工事を <b>一時中止</b> する場合（3-7）	条項第21条第1・2項

## 3 設計変更を行う場合の具体的な事例及び手続き

工事を実施していく中で、2（3）の表1に示した理由により、当初の設計図書どおりに工事をできない場合があります。

このような場合、工事目的を達成するために設計図書の内容を変更し、必要に応じて工期、契約金額を変更することになります。

以下に、設計変更を行う場合の具体的な事例と設計図書、工期、契約金額の変更を行うまでの手続きをフロー図で示します。

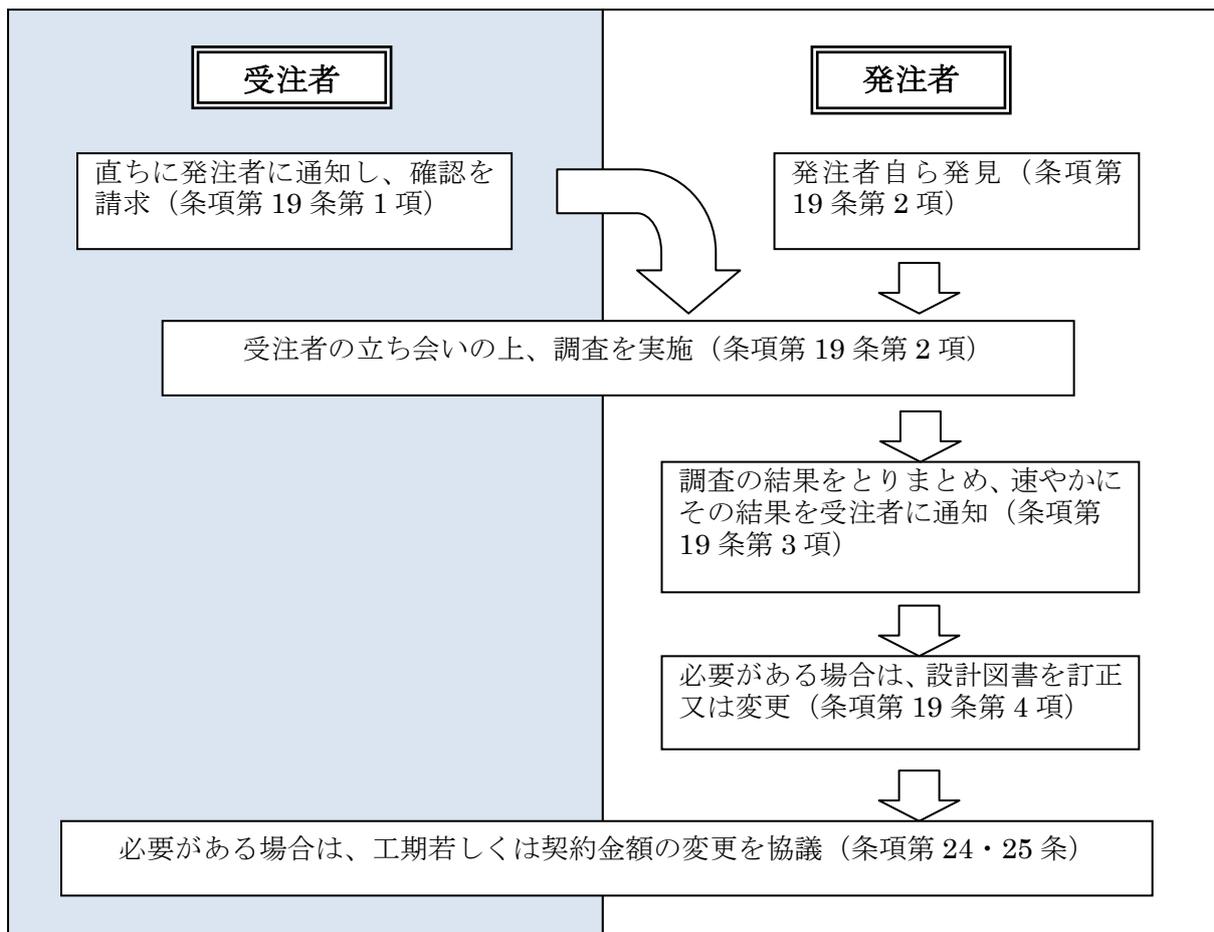
### 3-1 図面と仕様書が一致しない場合（これらの優先順位が定められている場合を除く） （条項第19条第1項第1号）

#### （1）具体的な事例

- 図面と仕様書でH鋼の規格が一致しない。
- 図面と仕様書で管の口径が一致しない。
- 図面と仕様書の数量（管布設延長、舗装面積、材料、仕様等）が一致しない。

#### （2）設計変更を行うまでの手続き

図 1



### 3-2 設計図書に誤びゅう又は脱漏がある場合（条項第19条第1項第2号）

#### （1）具体的な事例

##### ① 設計図書に誤びゅうがある場合

- 図面により同一部分の舗装構成が異なっている。
- 設計図書に示されている矢板の打設方法では、条件明示されている土質で施工できない。

##### ② 設計図書に脱漏がある場合

- 条件明示する必要がある場合にも係わらず、土質に関する一切の条件明示がない。
- 条件明示する必要がある場合にも係わらず、地下水位に関する一切の条件明示がない。
- 条件明示する必要がある場合にも係わらず、交通整理員についての条件明示がない。
- 使用する材料仕様について、明示がない。

## (2) 設計変更を行うまでの手続き

図1と同じです。

### 3-3 設計図書の表示が明確でない場合（条項第19条第1項第3号）

#### (1) 具体的な事例

- 土質柱状図は明示されているが、地下水位が不明確である。
- 水替工実施の記載はあるが、作業時、常時などの運転状況等の明示がない。
- 使用する材料の規格（種類、強度等）が明確に示されていない（明示が不十分である）。

#### (2) 設計変更を行うまでの手続き

図1と同じです。

### 3-4 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が相違する場合（条項第19条第1項第4号）

#### (1) 具体的な事例

- 設計図書に明示された土質や地下水位と工事現場の土質や地下水位が一致しない。
- 設計図書に明示された地盤高と工事現場の地盤高が一致しない。
- 設計図書に明示された舗装版、地下埋設物等と工事現場の舗装版、地下埋設物等が一致しない。
- 設計図書に明示された地下埋設物の位置と工事現場での位置が一致しない。
- 設計図書に明示された地形と工事現場の地形が一致しない。
- 設計図書に明示された機械設備の寸法と設置箇所の寸法が一致しない。
- 設計図書に明示された補修箇所の形状と補修部品の形状が一致しない。
- 設計図書に明示された交通整理員の人数と警察との協議内容が一致しない。
- 設計図書に明示された埋設物より大きい（多くの）埋設物が設置されていた。
- 設計図書に明示された劣化の範囲、劣化の程度と実際の劣化の範囲、劣化の程度が一致しない。
- 設計図書に明示された地盤改良材、配合量で想定している改良後の強度と工事現場での試験による改良後の強度が一致しない。

#### (2) 設計変更を行うまでの手続き

図1と同じです。

### 3-5 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合（条項第19条第1項第5号）

#### （1）具体的な事例

- 工事範囲の一部に軟弱な地盤があり、地盤改良が必要になった。
- 埋蔵文化財が発見され、調査が必要となった。

#### （2）設計変更を行うまでの手続き

図1と同じです。

### 3-6 発注者が必要と認め、設計図書の内容を変更する場合（条項第20条）

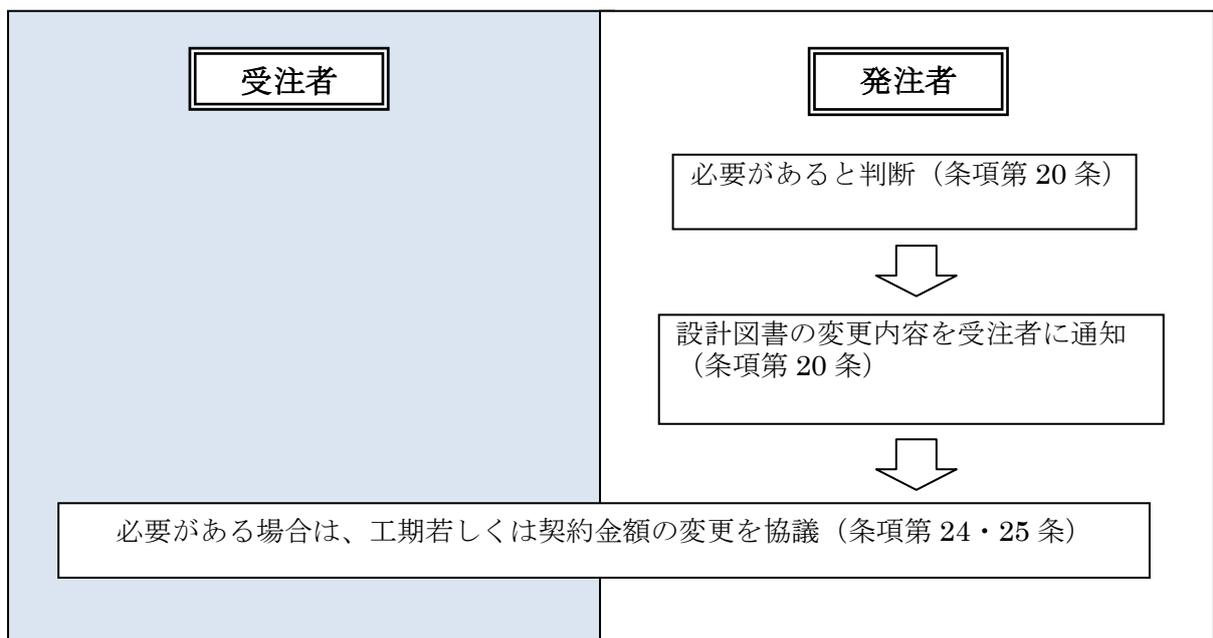
発注者は、仕様や施工方法等を十分検討した上で設計図書を作成し工事発注していますが、工事の施工途中において、発注当初の判断を変更せざるを得ない事態が生じることがあります。そのような場合、設計変更を行います。

#### （1）具体的な事例

- 地元調整の結果、施工範囲を拡大（縮小）する。
- 地元調整の結果、施工時間、施工日を変更する。
- 同時に施工する必要のある工種が判明し、その工種を追加する。
- 施設の維持管理方法が具体化し、施工内容を変更する。
- 警察、河川・鉄道等の管理者、電力・ガス等の事業者、消防署等との協議等により、施工内容の変更、工事の追加をする。
- 関連する工事の影響により施工条件が変わったため、施工内容を変更する。
- 工事現場の安全管理上、フェンス等の防護施設（共通仮設費に含まれるものを除く。）が必要と判断し、追加する。
- 隣接工事との調整で、交通整理員の人数を変更する。

#### （2）設計変更を行うまでの手続き

図2



### 3-7 工事を一時中止する場合（条項第21条第1・2項）

#### （1）具体的な事例

##### ① 工事用地等の確保ができない場合

- 発注者の義務である工事用地等の確保が行われていない。
- 設計図書に工事着工時期が定められているが、その期日までに受注者の責によらず施工できない。
- 警察、河川・鉄道等の管理者等の管理者間協議が終わっていない。
- 管理者間協議の結果、施工できない期間が設定された。

##### ② 自然的若しくは人為的な事象により工事を施工できない場合

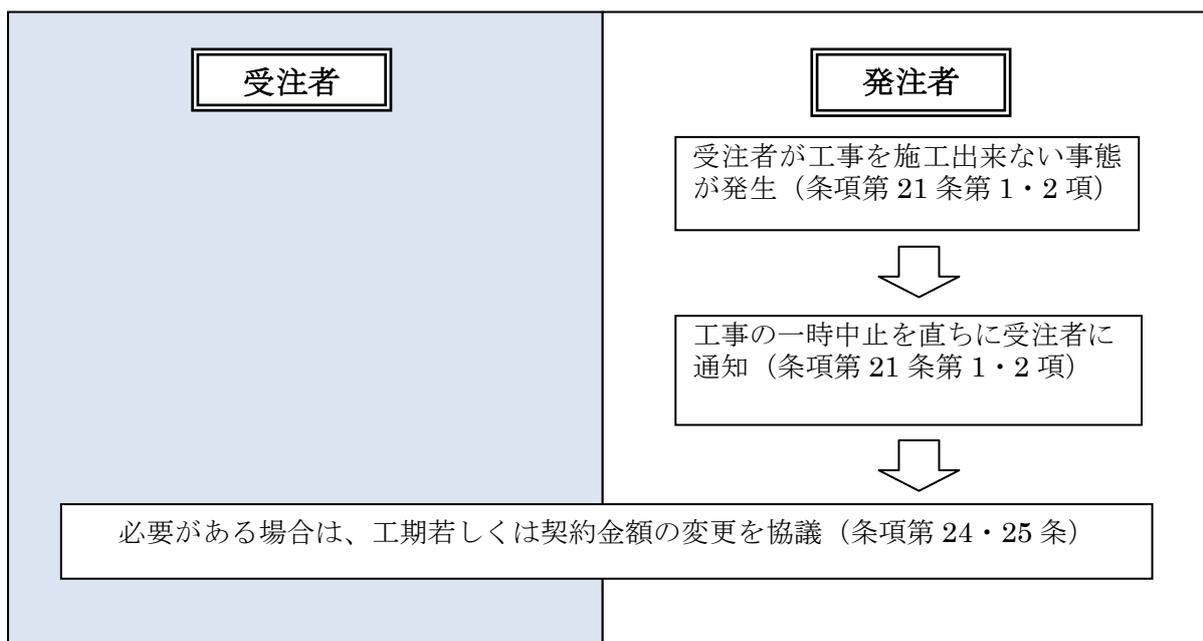
- 受注者の責によらない何らかの事象（地元調整等）が生じた。
- 設計図書に定められた期日までに詳細設計が未了のため、施工できない。
- 予見できない事態（地中障害物の発見等）が発生した。
- 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施工を続けることが不可能と認められる。
- 別契約の関連工事の進捗が遅れた。
- 設計時に行った関係機関との基本協議に基づく施工方法が、工事契約後に行った詳細協議で変更された。

##### ③ 第19条第1項の事実についての確認が、発注者受注者間で一致しない場合

##### ④ 発注者が必要があると判断した場合

#### （2）設計変更を行うまでの手続き

図3



## 4 追加工事について

工事内容の変更を行う場合、それに伴って設計変更手続きを行います。その変更部分が「設計変更の基本原則」を超えるものについては、設計変更手続きを行なうことはできません。この場合、当該設計変更部分の工事については、必要に応じて、当初の工事とは別の工事（以下、「追加工事」という。）として発注を行います。

この場合でも、工事発注の原則は競争入札であるため、追加工事が必ず随意契約で発注されるわけではありません。随意契約により契約を締結する場合は、設計変更の対象となる先行する工事（以下「元工事」という。）がまだ施工中であることを前提に、追加工事が元工事と密接に関連している必要があります。

## 《参考資料》

### 契約条項（抜粋）

⋮

#### （条件変更等）

第19条 乙は、工事の施工に当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面と仕様書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- 二 設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。
- 三 設計図書の表示が明確でないこと。

四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が相違すること。

五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに行うことができる。

3 甲は、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後速やかに、その結果を乙に通知しなければならない。

4 前項の調査の結果、第1項の事実が甲乙間において確認された場合は、甲は、必要があると認められるときは、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### （設計図書の変更）

第20条 甲は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を乙に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、工期若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### （工事の中止）

第21条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、乙の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、乙が工事を施工できないと認められるとき又は第19条第1項の事実についての確認が、甲乙間で一致しない場合において、乙が工事を施工することができないと認められるときは、甲は、工事の中止について直ちに乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 甲は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止について乙に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 甲は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは契約金額を変更し、又は乙が工事の続行に備え、工事現場等を維持するために増加費用を必要とし若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

⋮

#### （工期の変更等）

第24条 工期の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

#### （契約金額の変更方法等）

第25条 契約金額の変更については、甲乙協議して定める。

2 この契約書の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

3 前2項の協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。